

しまだ情報

Shimada City Information

島田市役所

〒427-8501 島田市中央町1番の1

☎ 0547-37-5111 (代)

FAX 0547-37-8200 (代)

HP [https://www.city.](https://www.city.shimada.shizuoka.jp)

shimada.shizuoka.jp 電子申請QR



新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、掲載したイベントや講座などが**中止・延期**される場合があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。主催者に直接お問い合わせください。



お知らせ

後期高齢者医療被保険者証の更新

▼8月1日(土)から使用する後期高齢者医療被保険者証(藤色)を、7月中に郵送します。

※自己負担限度額適用・標準負担額減額認定証・限度額適用認定証の更新申請は不要です。対象者には、新しい認定証を7月中に郵送します。
☎国保年金課 36・7191

マイナンバー通知カード(紙製)発行と

記載事項変更手続きの廃止

▼5月25日をもって、次の手続きが

廃止となりました。

●通知カードの新規発行・再発行

●通知カードの記載事項変更手続き(住所や氏名などが変わった場合)

【通知カードの取り扱い】

記載事項(裏面含む)を変更しない限り使用できます。変更した場合は、通知カードをマイナンバーの証明書として使用できなくなります。

【証明書が必要な場合】

申込方法/①マイナンバー入りの住民票を申請 ②マイナンバーカードを申請

手数料/①300円 ②初回無料

発行/①当日発行 ②約1.5〜2カ月

※出生や国外からの転入などにより、初めてマイナンバーが付番される人は、マイナンバーをお知らせする書類(個人番号通知書)が送付されます。これは、マイナンバーの証明書として使用できません。詳しくは、市民課または各支所へお問い合わせください。

☎市民課 36・7194

国民健康保険被保険者証と

高齢者受給者証が一体化します

▼国民健康保険に加入中の70歳から74歳までの人に交付している「高齢受給者証」と被保険者証が1枚のカードとなり「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」として、8月1日から交付されます。

この一体化に伴い、国民健康保険に加入する全ての保険証の更新時期

が、今年から8月1日に変更されます。新しい保険証(クリーム色)は、7月中に世帯主宛てに郵送します。

※保険証が届いたら、氏名・住所・生年月日・1人につき1枚あることなどを確認してください。注意事項も、合わせてお読みください。

☎国保年金課 36・7151

大規模小売店舗立地法の届出書縦覧

届出者/①ユニー(株) ②(株)エンチョー

届出内容/大規模小売店舗において、小売業を行う者などの変更

●設置者の代表者

●小売業者出退店と代表者、所在地

●大規模小売店舗内の店舗面積

●駐車場の位置と収容台数

●駐輪場の位置と収容台数

●店舗の名称/①アピタ島田店

②ジャンボエンチョー島田店

縦覧場所/商工課(市役所本庁舎2階)

縦覧期間/9月23日(水)まで

☎商工課 36・7164

都市計画区域の整備・開発および

保全の方針変更案の縦覧と公聴会

縦覧期間/7月14日(火)〜21日(火) 午前8時30分〜午後5時15分(土・日曜日を除く)

ところ/静岡県都市計画課窓口またはホームページ、都市政策課(プラザおおるり1階)

【公聴会】

とき/7月28日(火) 午前10時30分から ところ/市役所会議棟 大会議室

申出方法/公述申出書を縦覧期間までに、県都市計画課へ提出

※公述の申し出がない場合は、公聴会を開催しません。開催の有無は、7月22日(水)以降に、県都市計画課へお問い合わせください。

☎静岡県都市計画課

054・221・3062

☎都市政策課 36・7177

危険な崖近くにある住宅の

移転費の一部を補助します

対象/①〜③いずれかの住宅

①昭和29年3月以前に建てられた、高さが2m、勾配が30度を超える、崖の近接地に建つ住宅

②県の条例で指定された災害危険区域に建つ住宅

③土砂災害特別警戒区域に建つ住宅

※詳しくは、建築住宅課へお問い合わせください。

☎建築住宅課 36・7184

6月は環境月間です

6月は環境月間です

▼普段の生活の中のこととした心掛けが、地球温暖化防止につながるがあります。クールチョイスを実践し、できることから始めましょう。

【実践してみよう!】

- 見ているテレビの主電源を切る
- 炊飯器や電気ポットの保温をやめる
- 使用しない家電のプラグを抜く
- 水道やシャワーをこまめに止める
- 車から不要な荷物を降ろす

☎環境課 36・7145

しまだ子ども食糧支援事業

▼食糧支援を通して、子どもの健康面・精神面の不安を解消するとともに、各家庭が抱える悩み事に応じ、相談窓口や支援制度を案内します。対象／18歳までの子どもがいる家庭で、支援を必要とする世帯

申請期間／6月1日(月)～30日(火)

料金／無料

申し込み／POP[※]POP[※]LO^ロ

ホームページから申し込み、または申請書を郵送

配布期間／7月20日(月)～8月23日(日)

配布場所／POP[※]POP[※]LO^ロ島田事務所

☎(特非)POP[※]POP[※]LO^ロ島田事務所

〒427-0022

本通三丁目3-7

☎054-254-5718

(6月28日まで)

☎39-5324(6月29日から)

☎福祉課 ☎36-7158

井戸水を検査しましょう

▼井戸水は、周辺の開発などによって水質が変わることがあります。井戸水を飲用に利用している場合は、年に1度は水質検査を行い、安全に飲める水であることを確認してください。飲用として利用されていない場合も、数年に1度は水質検査を行い、異常がないかの確認をお勧めします。

検査の結果、飲用に適さないことが判明した場合は、すぐに飲用を中止し、水道課までご連絡ください。

☎水道課 ☎35-2107



コミュニティバス伊久身線と相賀線の運行を一部休止します

▼公共交通存続のため、運行を一部休止します。コミュニティバス・タクシーは、運転手不足などの要因で、運行委託費が上昇しているとともに、乗車数も減少していることから、安定的な運行が難しくなっています。ご理解・ご協力をお願いします。

とき／8月1日(土)から

内容／伊久身線、相賀線の運行を平日のみに変更

※年末年始期間(12月29日～1月3日)は運休します。

☎生活安心課 ☎36-7144

水道料金等審議会の延期

▼新型コロナウイルスの影響による社会経済情勢などから、審議会を1年間ほど延期します。

これまで市は、水道事業の健全な経営を確保できる公正妥当な料金を検討するため、令和4年4月を目標に、昨年12月から審議会を2回開催してきましたが、第3回以降の開催日は未定となります。再開時期などは、改めてお知らせします。

☎水道課 ☎35-2107

狂犬病予防注射延長のお知らせ

▼狂犬病予防注射は、4月から6月の強化月間に接種することが推奨されていますが、7月以降も接種できます。混雑を避け、動物病院での接種をお願いします。

持ち物／愛犬手帳

【狂犬病予防注射に関する訂正】

4月上旬に、犬の飼育者に集合注射の中止をハガキでお知らせしましたが、内容に誤りがありましたので、お詫びして訂正します。

訂正

●ふじかわ動物病院

☎34-0050

●小川動物病院(住所)

中溝四丁目14-1

☎環境課 ☎35-3744

新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮相談

▼島田市生活困窮者自立相談支援機関の島田市社会福祉協議会では、対象が拡大された「住居確保給付金」「食糧支援」「緊急小口資金」の受付などをこなっています。

相談先／島田市社会福祉協議会

☎35-6244

※詳しくは、お問い合わせください。

☎福祉課 ☎36-7158

7月は「社会を明るくする運動」

▼犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人たちの更生について、理解を深めましょう。それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない、安全で明るい地域社会を築いていきましょう。ラジオでの呼び掛けと、市役所での啓発品の配布を行います。

☎福祉課 ☎36-7158

教室・講座

「エコアクション21」取得セミナー

とき／①説明会 7月29日(水) 午後1時30分～3時30分 ②セミナー 8月28日(金)、9月28日(月)、10月26日(月)、令和3年1月25日(月)、3月8日(月) 全て午後1時30分～4時

ところ／プラザおおるり 第6会議室

ほか

対象／市内事業者

定員／20人

申し込み／7月13日(月)までにファクスまたはEメールで環境課へ

☎環境課 ☎36-7145

FAX 34-5501

✉ kankyo@city.shimada.lg.jp

脳の健康度テスト(参加無料)

とき／7月8日(水) 午前10時～11時30分 ところ／保健福祉センターはなみずき 研修室(3階)

内容／講話「認知症とその予防について」、脳の健康度テスト

対象／65歳～84歳の市民

定員／25人(先着順)

申し込み／7月7日(火)までに、電話で包括ケア推進課へ

☎結果説明会

とき／7月22日(水) 午前10時～11時

ところ／保健福祉センターはなみずき 会議室(2階)

※結果説明会に参加できない人は、包括ケア推進課にご相談ください。

☎包括ケア推進課 ☎34-3288

お知らせ

自転車の交通安全情報～事故を起こさないために～

☎生活安心課 ☎ 36-7144

静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

▶昨年10月から、以下の2点が義務化されました。

- ◎自転車保険の加入 ▶自転車事故の備えと、被害者救済を図るため、自転車利用者(未成年の場合は保護者)は、自転車保険に加入しなければなりません。
- ◎児童・中学生の自転車通学時乗車用ヘルメットの着用

■市内の自転車事故発生状況

期間	平成31年1月1日～令和元年12月31日
発生件数	54件(うち、死者数1人。負傷者数54人)
年代別	小中学生6人 高校生14人
負傷者数	高齢者(65歳以上)11人

※下校・通勤中の午後4時～6時に、事故が最も多く発生しています。また、交差点などでの出会い頭の事故が、全体の半数近くを占めています。

自転車事故を防ぐために気をつけること

- ◎スマートフォンを操作しながら、イヤホンで音楽を聴く「ながら運転」は、絶対にやめましょう。
- ◎時間や気持ちにゆとりを持ち、前後や左右の安全確認を確実にしましょう。
- ◎自転車は軽車両です。一時停止標識がある場所や、左右の見通しがきかない交差点では、必ず一時停止し、安全確認をしましょう。

【自転車安全利用5則】

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④交通安全ルールを守る
(飲酒運転の禁止、夜間のライト点灯、一時停止など)
- ⑤子どもは、ヘルメットを着用

お知らせ

国保年金課からのお知らせ

☎国保年金課 保険税係 ☎ 36-7178 後期高齢者医療・年金係 ☎ 36-7191

国民健康保険税について

▶令和2年度課税分から、軽減判定基準が変わります。対象世帯の納税通知書(7月中旬発送予定)には、賦課決定明細内の「減額措置」欄に軽減額を記載します。

■国民健康保険税均等割額および平等割額軽減判定基準

区分	令和元年中の合計所得金額	
	改定前	改定後
5割軽減世帯	33万円+(28万円×被保険者数)以下	33万円+(28万円×被保険者数)以下
2割軽減世帯	33万円+(51万円×被保険者数)以下	33万円+(52万円×被保険者数)以下

国民年金保険料免除などの申請(7月1日から受け付け)

▶経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合、申請することで納付を免除または猶予できる場合があります。

※ただし、保険料の全額免除もしくは一部免除、または納付猶予の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。

申請先/国保年金課または各支所地域総合課

必要なもの/年金手帳または個人番号(マイナンバー)が分かる書類、身分証明書(運転免許証など)

※同じ世帯の人が申請する場合、代理人の身分証明書と申請者の印鑑も必要です。

※雇用保険受給資格者証など、失業した事実が確認できる

書類が必要な場合があります。

※申請時点から2年1カ月までさかのぼって申請できます。(年度ごと申請書を提出してください)

【全額免除または納付猶予の継続申請】

令和元年度に全額免除・納付猶予の承認を受け、令和2年度以降も継続審査を希望する人は、申請内容に変更がない限り、申請書の提出は不要です。

※失業が理由で承認を受けた場合は、再度申請をしてください。

【新型コロナウイルスの影響に対する臨時特例措置】

5月から、臨時特例措置として、本人申告の所得見込額を用いた簡易的な手続きにより、国民年金保険料免除の手続きや学生納付特例申請ができるようになりました。

特例条件/新型コロナウイルス感染症の影響で、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などにより、収入が相当程度まで下がった場合

※手続きについての詳細は、日本年金機構のホームページをご覧ください。



■国民年金保険料免除などの種類および判定方法

種類	判定方法
全額免除 4分の3免除 半額免除 4分の1免除	本人・配偶者・世帯主の前年所得
納付猶予 (50歳未満対象)	本人・配偶者の前年所得